

委員会提出議案第4号

浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める決議

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成23年12月5日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

東日本大震災及び原発  
事故対策調査特別委員長 渡 部 寛 一

浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める決議（案）

南相馬市は、合併前の旧小高町において昭和４８年に決議された「浪江・小高原子力発電所誘致決議」を尊重し、新市においてもその決議を引き継ぐとした。

しかし、平成２３年３月１１日の東日本大震災を原因とする東京電力福島第一原子力発電所事故により、我が国の原子力安全神話は完全に崩壊した。

この事故は、市民の命や健康を脅かし、暮らしや家族、心までも引き裂き、南相馬の豊かで美しい自然と歴史ある風土を放射能で汚染した。

そして事故から８カ月を経過した現在も、多くの市民が住みなれた家を追われ、故郷に帰れる見通しもなく避難生活を余儀なくされている。

南相馬市議会は、市民のはかり知れない苦渋を真摯に受けとめ、市民の暮らしと原発は共存できないことを言明する。

合併協定書の電源立地については、「電力需要、社会環境の変化を踏まえ地域住民の安全確保と環境保全に最大限留意しながら関係機関と検討する」とあることから、今般の事故によりもはや立地を受け入れる要素はない。

よって、南相馬市議会は、合併前の「浪江・小高原子力発電所誘致決議」を破棄し、浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求めることを決議する。

平成２３年１２月 ５日

福島県南相馬市議会